

平成 23 年度事業計画書

I 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

1. 鉱害防止業務

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第 1 項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

(1) 既実施鉱山

(鉱山名)	(指定特定施設名)
① 佐井 ^{さい} 鉱山	一の沢坑ほか 2 施設
② 土畑 ^{つちばた} 鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか 6 施設
③ 岩神 ^{いわがみ} 鉱山	深沢坑ほか 4 施設
④ 小国 ^{おぐに} 鉱山	通風坑ほか 1 施設
⑤ 小百 ^{こひゃく} 鉱山	大切坑
⑥ 鶴峠 ^{つるとうげ} 鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦ 太宝 ^{たほう} 鉱山	本坑
⑧ 千歳 ^{ちとせ} 鉱山	福神沢通洞坑ほか 1 施設
⑨ 鉛山 ^{なまりやま} 鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか 3 施設
⑩ 長木 ^{ながき} 鉱山	大黒坑第一堆積場ほか 5 施設
⑪ 見立 ^{みだて} 鉱山	長盛坑
⑫ 吉野 ^{よしの} 鉱山	熱田旧坑ほか 8 施設
⑬ 尾小屋 ^{おこや} 鉱山	赤目立坑ほか 1 施設
⑭ 尾平 ^{おびら} 鉱山	新大切坑ほか 5 施設
⑮ 八総 ^{やそう} 鉱山	赤倉通洞坑ほか 1 施設
⑯ 高取 ^{たかとり} 鉱山	赤木毛通洞坑ほか 2 施設
⑰ 上北 ^{かみきた} 鉱山	上の沢 60m 坑道ほか 4 施設
⑱ 八谷 ^{やたに} 鉱山	下ニ坑道
⑲ 久根 ^{くね} 鉱山	本山通洞坑
⑳ 紀州 ^{きしゅう} 鉱山	大峪 ^{おおく} 坑ほか 7 施設
㉑ 南古遠部 ^{みなみふるとうべ} 鉱山	第一立坑
㉒ 下川 ^{しもかわ} 鉱山	通洞坑ほか 8 施設

2. 全事業所情報連絡会議

鉱害防止事業の円滑な遂行を図るため、その費用の有効活用及び坑廃水処理技術の啓発のため意見交換等を行う。

3. 鉍害防止事業調整基金・鉍害防止事業充当基金の管理業務

鉍害防止事業調整基金及び充当基金の管理業務は、同管理規程に基づき、その管理の適正かつ円滑な遂行を図る。

II 鉍害防止業務以外の業務に関する事項

1. 鉍害調査・研究開発事業

鉍鉛バックグラウンド値及び関連調査（自主調査）

本調査は、公共用水域における水生生物保全の観点から、鉍鉛の排水基準が従来の 5mg/L から 2mg/L に強化されたのを踏まえ（金属鉍業など 10 業種については、平成 23 年 12 月 10 日までの 5 年間は従来の 5mg/L の暫定基準が適用）、当センター事業所のうち現在 2mg/L を超える事業所付近における周辺流域からの鉍鉛の自然流出量の状況、河川の鉍鉛含有状況及びその状況下での河川に生息する生物の実態を把握するため、平成 19 年度から実施している。

平成 22 年度は、平成 21 年度に実施した調査データの解析と動植物プランクトンや水生昆虫等の水生生物調査を実施し、これまでに実施してきた佐井、岩神、八総、小百、鉛山、見立及び尾小屋事業所の計 7 ヶ所における「鉍鉛バックグラウンド値及び関連調査」の結果を集大成し報告書を作成した。

平成 23 年度は、これまで実施してきた「鉍鉛バックグラウンド値及び関連調査」の解析手法を他の成分に応用した調査を計画する。

2. 鉍害調査・研究開発基金の管理業務

鉍害調査・研究開発基金の管理業務は、同管理規程に基づき、その管理の適正かつ円滑な遂行を図る。

以上

平成 23 年度
事業計画書

自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日

財団法人 資源環境センター